

会費規定

(目的)

第1条 この規定は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

- (1) 法人正会員 50,000 円
- (2) 法人賛助会員 50,000 円
- (3) 個人正会員 1,000 円
- (4) 個人賛助会員 1,000 円 (学生会員は免除とする)
- (5) 名誉会員 入会金を納めることを要しない。

(入会金の納期)

第3条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から 30 日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費(年額)を納入しなければならない。

- (1) 法人正会員 一口 50,000 円
- (2) 法人賛助会員 一口 50,000 円
- (3) 個人正会員 一口 10,000 円
- (4) 個人賛助会員 一口 5,000 円 (学生会員は 2,000 円とする)
- (5) 名誉会員 会費を納めることを要しない。

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、4月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第6条 1 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上期(4月から9月)の場合は年額の全額とし、下期(10月から3月)の場合は年額の1/2とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から 30 日以

内とする。

(会費滞納の処置)

第7条 定める納期までに会費を納入しなかった会員に対し、督促する。

第8条 前条の手続きを経てもなお会費を滞納する会員は、特別の事情がない限り、定款第10条の定めにより、納入期限から1年を過ぎた時点で会員資格を喪失する。

(入会金及び会費の猶予、減額又は免除、返金)

第9条 1 第2条の入会金及び第4条の会費については、期間及びその他の必要な事項を定めたうえで、理事会の決議により、納入を猶予、減額又は免除することができる。

2 事業年度途中で退会した会員に対しての入会金及び会費の返納は行わない。

(会員の移行に伴う入会金)

第10条 会員区分を変更する場合、改めて入会金は徴収しない。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議によるものとする。

附則

1. この規定は、令和7年5月26日より施行し、平成30年10月1日より適用する。